

料 金 表

○ 有料公園施設

有料公園施設名	区分		単位	金額		
野球場	一般	試合	1日	8,000円		
			半日	4,000円		
		練習	2時間	1,600円		
	学生、生徒及び児童	試合	1日	4,800円		
			半日	2,400円		
		練習	2時間	800円		
テニスコート	一般		1面につき1時間	650円		
	学生、生徒及び児童		1面につき1時間	300円		
	照明使用料		1面につき1時間	800円		
多目的広場	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	／		半面金額	全面金額
			入場が有料の場合	1日	6,600円	13,200円
				半日	3,300円	6,600円
			入場が無料の場合	1日	2,200円	4,400円
				半日	1,100円	2,200円
		個人	1人半日	100円	100円	
		学生、生徒及び児童	入場が有料の場合	1日	3,300円	6,600円
				半日	1,650円	3,300円
			入場が無料の場合	1日	1,100円	2,200円
				半日	550円	1,100円
	個人	1人半日	50円	50円		
	附属設備	放送設備	1日	2,200円	2,200円	
			半日	1,100円	1,100円	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場が有料の場合	1日	／	132,000円	
入場が無料の場合			／	44,000円		
バーベキュー広場	バーベキュー棟(1テーブルにつき)		3時間	800円		
	追加利用の場合		1時間	150円		

備考

- 1 この表において「1日」とは午前9時から午後5時（日没が午後5時に達しない場合にあつては、日没）まで、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時（日没が午後5時に達しない場合にあつては、日没）までをいう。この場合において、日没が午後5時を超えるときは、その超える時間は、1日の単位に係る時間以外の時間とする。
- 2 前項に規定する1日の単位に係る時間以外の時間に指定管理者の承認を得て利用する場合の当該時間の利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 利用時間に単位未満の端数がある場合は、これを当該単位に切り上げる。
- 4 利用時間の短縮による利用料金の減額はしない。
- 5 テニスコートを利用する者が一般と同伴の学生、生徒又は児童である場合は、その者の利用の区分は一般とみなす。
- 6 この表において「半面」とは、ソフトボール又は少年サッカーのコート1面をいう。
- 7 町内に在住する学生、生徒又は児童が多目的広場を個人で利用する場合は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 8 野球場、テニスコート、多目的広場及びバーベキュー広場に係る利用料金は、前納（現金により精算納付する場合及び口座振込、郵便送付その他これらに類する方法により納付する場合（以下この項において「後納」という。）を除く。）とする。この場合において、利用料金の後納によって費用が生ずる場合は、その費用は利用者の負担とする。

○ 屋内多目的広場

区分		金額	備考
個人利用	半日	150円	暖房を使用する場合は、左記の金額に当該金額の20パーセントに相当する金額を加算する。
	1日	250円	
専用利用（1コート当たり）	半日	利用者数×1500円（この算式により求めた金額が2,500円以下である場合は、2,500円）	
	1日	利用者数×250円（この算式により求めた金額が5,050円以下である場合は、5,050円）	
放送設備		1,250円	

備考

- 1 この表において「1日」とは午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時まで、「半日」とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までをいう。
- 2 算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 屋内多目的広場に係る利用料金は、前納（現金により精算納付する場合及び口座振込、郵便送付その他これらに類する方法により納付する場合（以下この項において「後納」という。）を除く。）とする。この場合において、利用料金の後納によって費用が生ずる場合は、その費用は利用者の負担とする。

○ 総合体育館

区分				利用時間区分による金額（円）						超過時間 1時間の 金額（円）
				9時から 12時まで	9時から 17時まで	9時から 21時まで	13時から 17時まで	13時から 21時まで	18時から 21時まで	
大 ア リ ー ナ	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	大会	有料	17,650	41,150	58,700	23,500	41,150	17,650	6,450
			無料	5,900	13,700	19,600	7,850	13,700	5,900	2,150
		練習	10分の 1面	500	1,100	1,550	650	1,100	500	200
			3分の 1面	1,550	3,700	5,200	2,100	3,700	1,550	600
			2分の 1面	2,350	5,500	7,850	3,150	5,500	2,350	850
	アマチ ュアス ポーツ 以外の スポー ツに利 用する 場合	大会	有料	117,550	274,250	391,800	156,750	274,250	117,550	43,100
			無料	17,650	41,150	58,800	23,500	41,150	17,650	6,450
	スポー ツ以外 に利用 する場 合	練習	有料	117,550	274,250	391,800	156,750	274,250	117,550	43,100
			無料	58,800	137,150	195,900	78,350	137,150	58,800	21,550
	第1会議室				350	800	1,150	450	800	350
第2会議室				250	550	750	300	550	250	100
小 ア リ ー ナ	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	大会	有料	3,100	7,300	10,400	4,150	7,300	3,100	1,150
			無料	1,050	2,450	3,450	1,400	2,450	1,050	400
		練習	3分の 1面	350	800	1,150	450	800	350	150
	アマチ ュアス ポーツ 以外の スポー ツに利 用する 場合	大会	有料	20,750	48,400	69,150	27,650	48,400	20,750	7,600
			無料	3,100	7,300	10,400	4,150	7,300	3,100	1,150
	スポー ツ以外 に利用 する場 合	練習	有料	20,750	48,400	69,150	27,650	48,400	20,750	7,600
			無料	10,400	24,200	34,600	13,850	24,200	10,400	3,800

附属 設備	冷暖房 設備	大アリーナ	1時間につき5,750円
		小アリーナ	1時間につき1,300円
	その他	実費に相当する金額	

備考

- 1 この表において「有料」とは、大会、試合等において入場料その他これに類するものを徴収して入館させる場合又は商品等の購入の際、引換えに頒布される招待券その他これに類するものにより入館させる場合をいう。
- 2 この表において「無料」とは、前項に規定する有料以外のものをいう。
- 3 この表において「超過時間」とは、利用時間区分以外の時間のうち、指定管理者の承認を得たものをいう。
- 4 設備等の準備又は撤去のために総合体育館を利用する場合（設備等の準備又は撤去が大会、練習その他の利用において同一の利用時間区分又は超過時間の中で行われる場合を除く。）の利用料金の額は、この表により算出して得た利用料金（冷暖房設備の利用料金を除く。）70パーセントに相当する額に、冷暖房設備を利用する場合にあっては、当該利用料金を加えた額とし、当該設備等の準備又は撤去に利用できる時間は、第6条の規定にかかわらず、8時から22時までとする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間とする。
- 6 利用時間の短縮による利用料金の減額はしない。
- 7 算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 8 総合体育館に係る利用料金は、前納（現金により精算納付する場合及び口座振込、郵便送付その他これらに類する方法により納付する場合（以下この項において「後納」という。）を除く。）とする。この場合において、利用料金の後納によって費用が生ずる場合は、その費用は利用者の負担とする。